

別表（第4条関係）

「指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準」

違反項目	根拠条文		関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	規程第7条第2号	法第25条の3 第1項第1号	規程第4条1号	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。この指導に従わないときは、指定を取り消す。 ○厚生労働省令で定める機械器具を所持するよう指導する。この指導に従わないときは、指定を取り消す。 ○指定業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するよう指導する。 指定業者が法人の場合は、欠格条項に該当する役員を他の者に変更した場合は処分しない。
			第1項第2号	規程第4条第2号	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	
			第1項第3号イ	規程第4条第3号イ	3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し	
			第1項第3号ロ	規程第4条第3号ロ	4 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し	
			第1項第3号ハ	規程第4条3号ハ	5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	
			第1項第3号ニ	規程第4条第3号ニ	6 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	
			第1項第3号ホ	規程第4条第3号ホ	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下	
		①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。					
		②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。					

					<p>③施工上の安全管理を怠り従業員を死傷させたとき。</p> <p>④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</p> <p>⑤研修機会の確保をしなかったとき。</p> <p>⑥文書指導に従わないとき。</p> <p>⑦文書警告に従わないとき。</p> <p>⑧その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。</p>	<p>指定停止 3 月以下</p> <p>指定停止 6 月以下</p> <p>文書注意</p> <p>文書警告</p> <p>指定停止 3 月以下</p> <p>指定停止 6 月以下</p>	
			第 1 項第 3 号へ	規程第 4 条第 3 号へ	8 法人であってその役員のうちイからホまでのいずれかに該当するものがあるもの	指定取消し	
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	規程第 7 条第 4 号	法第 25 条の 4 第 2 項	規程第 11 条第 1 項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し	○「選任届」又は「解任届」を速やかに提出するように指導する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
			第 1 項	規程第 11 条第 4 項	2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月以下	○該当する給水装置工事主任技術者の兼任を解き、解任届を提出するよう指導する。この指導に従わないときは、指定を取り消す。
届出義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	規程第 7 条第 3 号	法第 25 条の 7	規程第 6 条第 1 項	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	○「変更届」を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。
					2 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	○「廃止届」「休止届」「再開届」を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。

事業の運営 基準違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	規程第 7 条第 5 号	法第 25 条の 8	規程第 13 条 第 1 号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかった。		○工事申し込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。
				規程第 13 条 第 2 号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1 月以下	○技能を有する者は公的な資格、民間の資格、あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。
				規程第 13 条 第 3 号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下	○具体的には、設計施工事務取扱要綱等に従わない場合が該当する。（水道法施行令 6 条を除く。）工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
				規程第 13 条 第 5 号イ	4 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6 月以下	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
				規程第 13 条 第 5 号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 3 月以下	○適正な機械器具を備え付けるように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
				規程第 13 条 第 6 号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき	指定停止 3 月以下	○記録の作成・保存を指導する。（文書による注意）この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
工事施行に関する義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	規程第 7 条第 6 号	法第 25 条の 9	規程第 17 条	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止 3 月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。（文書による注意）この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

不正申請	第1項第6号	規程第7条第7号	法第25条の10	規程第18条	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。 (文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第7号	規程第7条第8号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。(悪質な場合は、指定を即取消し) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 また水道法違反の事実が明白であり、かつ重大である時は、指定を取り消す。
	法第25条の11 第1項第8号	規程第7条第1号	法第16条の2 第1項		1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取り消しを行う。

備考

- 1 この表において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- 2 この表において「令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- 3 この表において「規程」とは、宇部市水道局指定給水装置工事事業者に関する規程（令和4年上水道事業管理規程第49号）をいう。